

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

日本精工株式会社

東京都品川区大崎一丁目6番3号

代表執行役 市井 明俊



日本精工株式会社（以下「当社」）とNSK人事サービス株式会社（以下「人事サービス」）は、2024年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社、人事サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2024年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
人事サービスは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による請求に係る手続の経過
人事サービスは、当社の完全子会社であり、当社は人事サービスの特別支配会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による請求に係る手続の経過
人事サービスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していませんでしたため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による請求に係る手続の経過
人事サービスは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、

2024年2月16日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、同第796条の2に基づいて本件吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による請求に係る手続の経過

当社は、会社法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2024年2月16日より電子公告を行いました。なお、本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、同第797条第1項の規定による株式の買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による請求に係る手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月16日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって人事サービスから資産、負債、その他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2024年4月2日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

2024年2月16日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

NSK 人事サービス株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
代表取締役 岡 秀典



NSK 人事サービス株式会社（以下「当社」）は、2024年2月2日付で、日本精工株式会社（以下「NSK」）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、NSKを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2024年2月2日付で当社とNSKが締結した合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はNSKの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して当社の株主に対して対価の交付を行わないこととしたものであり、相当であると判断しています。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

NSK の最終事業年度（2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担 その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

NSK は、2023 年 5 月 12 日付で、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「JIS」）との間で、NSK 及び JIS が NSK のステアリング事業をグローバルに統括する連結子会社である NSK ステアリング&コントロール株式会社（以下「NS&C」）を共同運営すること等を内容とする契約を締結しました。これに伴い、2023 年 8 月 1 日付で、NS&C 及び同社の子会社（NSK の特定子会社（孫会社））である NSK ステアリングシステムズ株式会社は、NSK の連結対象から外れ、NS&C は持分法適用会社となりました。

詳細については、NSK による 2023 年 5 月 12 日付「連結子会社及び特定子会社（孫会社）の異動を伴う合弁契約の締結に関するお知らせ」及び同年 7 月 31 日付「（開示事項の経過）当社のステアリング事業に係る合弁契約に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 吸収合併消滅会社

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併後の NSK の資産の額は、負債の額を十分に上回るの見込まれています。また、本件吸収合併後の NSK の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、NSK の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

従いまして、本件吸収合併後における NSK の債務についての履行見込みがあると判断いたします。

以上



合併契約書

日本精工株式会社（以下「甲」という。）と NSK 人事サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙との吸収合併（以下「本件合併」という。）に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として本件合併を行う。

第2条 （商号及び住所）

本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：日本精工株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目6番3号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：NSK 人事サービス株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目6番3号

第3条 （本件合併の対価）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対して対価の交付は行わない。

第4条 （資本金及び準備金の額）

本件合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条 （合併承認株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行う。

第6条 （効力発生日等）

本件合併がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを合意により変更することができる。

第7条 (会社財産の管理)

乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者の注意義務をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、自己の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲と協議のうえ、これを行うものとする。

第8条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本件合併の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲乙協議のうえ、合意により本契約の内容を変更又は解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項のあるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙誠実に協議のうえ、合意により、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2024年2月2日

甲 日本精工株式会社

東京都品川区大崎一丁目6番3号

代表執行役社長

市井 明俊



乙 NSK 人事サービス株式会社

東京都品川区大崎一丁目6番3号

代表取締役社長

岡 秀典



計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日時点)

(単位：百万円)

	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	69,371
受取手形	3,349
電子記録債権	19,532
売掛金	75,686
有価証券	10,000
製品	27,058
仕掛品	22,040
原材料及び貯蔵品	5,542
未収入金	35,323
未取法人税等	1,557
その他	33,908
貸倒引当金	△2,472
流動資産合計	300,898
固定資産	
有形固定資産	
建物	40,915
構築物	2,399
機械及び装置	59,496
車両運搬具	283
工具、器具及び備品	4,347
土地	16,121
リース資産	2,537
建設仮勘定	9,771
有形固定資産合計	135,873
無形固定資産	
借地権	1,427
その他	14,051
無形固定資産合計	15,478
投資その他の資産	
投資有価証券	41,582
関係会社株式	146,291
関係会社出資金	45,129
長期貸付金	8,246
長期前払費用	493
前払年金費用	59,338
その他	1,979
貸倒引当金	△168
投資その他の資産合計	302,893
固定資産合計	454,245
資産合計	755,144

(単位：百万円)

	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	2,531
電子記録債務	10,068
買掛金	66,869
短期借入金	84,328
社債	15,000
リース債務	901
未払金	14,198
未払費用	15,672
未払法人税等	7,109
預り金	665
資産除去債務	16
関係会社事業損失引当金	208
その他	267
流動負債合計	217,837
固定負債	
社債	138,000
長期借入金	68,500
リース債務	3,491
繰延税金負債	2,451
従業員株式給付引当金	295
役員株式給付引当金	1,529
環境対策引当金	835
その他	1,845
固定負債合計	216,949
負債合計	434,786
純資産の部	
株主資本	
資本金	67,176
資本剰余金	
資本準備金	77,923
その他資本剰余金	368
資本剰余金合計	78,292
利益剰余金	
利益準備金	10,292
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	3,913
別途積立金	119,766
繰越利益剰余金	54,807
利益剰余金合計	188,779
自己株式	△35,751
株主資本合計	298,497
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	21,550
評価・換算差額等合計	21,550
新株予約権	310
純資産合計	320,357
負債純資産合計	755,144

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	452,351
売上原価	365,493
売上総利益	86,857
販売費及び一般管理費	74,486
営業利益	12,370
営業外収益	
受取利息及び配当金	44,493
その他	799
営業外収益合計	45,292
営業外費用	
支払利息	1,651
為替差損	694
貸倒引当金繰入額	445
その他	2,148
営業外費用合計	4,940
経常利益	52,723
特別利益	
投資有価証券売却益	2,393
特別利益合計	2,393
特別損失	
事業構造改革関連費用	※2 867
固定資産売却損	615
関係会社株式評価損	※3 442
環境対策引当金繰入額	45
特別損失合計	1,971
税引前当期純利益	53,145
法人税、住民税及び事業税	13,433
過年度法人税等	※4 △1,557
法人税等調整額	△8,606
法人税等合計	3,269
当期純利益	49,876

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	67,176	77,923	1,039	78,962
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
積立金の積立	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△670	△670
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△670	△670
当期末残高	67,176	77,923	368	78,292

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越 利益剰余金		
当期首残高	10,292	4,110	99,766	40,329	154,498
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△15,594	△15,594
積立金の積立	—	—	20,000	△20,000	—
積立金の取崩	—	△196	—	196	—
当期純利益	—	—	—	49,876	49,876
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△196	20,000	14,478	34,281
当期末残高	10,292	3,913	119,766	54,807	188,779

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△36,700	263,936	27,217	27,217	330	291,484
当期変動額						
剰余金の配当	—	△15,594	—	—	—	△15,594
積立金の積立	—	—	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	49,876	—	—	—	49,876
自己株式の取得	△1	△1	—	—	—	△1
自己株式の処分	950	280	—	—	—	280
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△5,666	△5,666	△20	△5,686
当期変動額合計	949	34,560	△5,666	△5,666	△20	28,873
当期末残高	△35,751	298,497	21,550	21,550	310	320,357

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法です。その他有価証券は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法です。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品は総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)です。

貯蔵品は先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)です。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)及び無形固定資産(リース資産を除く)は定額法です。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末の金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しています。

(3) 役員株式給付引当金

当社の取締役及び執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(4) 従業員株式給付引当金

当社及び一部子会社の一部役職員に対する当社株式等の給付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(5) 環境対策引当金

建物及び設備等に使用されているアスベスト及びポリ塩化ビフェニル(PCB)の除去、処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しています。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、顧客との契約について以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、一般産業向けの軸受、精密機器関連製品、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受の製造・販売、ステアリング及び自動変速機用部品等の販売を行っております。このような物品販売による収益は、物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しています。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しています。なお、前事業年度の「為替差損」は7百万円です。

【会計上の見積りに関する注記】

計算書類を作成するにあたり、会計方針の適用、資産・負債及び収益・費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。なお、これらの見積りや仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した事業年度及び将来の事業年度において認識されます。

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢による影響は、現時点において入手可能な情報に基づき合理的と認められる範囲において見積り及び判断に反映しています。

計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び判断は次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額
繰延税金資産（評価性引当額控除前）	44,086百万円
評価性引当額	△30,617百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】の同項目に同一の内容を記載していますので、記載を省略しています。

2. 確定給付制度債務の測定

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額
前払年金費用	59,338百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】の同項目に同一の内容を記載していますので、記載を省略しています。

3. 関係会社株式の評価

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額
関係会社株式	146,291百万円
関係会社出資金	45,129百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式について、期末における株式の時価が著しく下落し、回復の可能性が見込めない場合に、評価損を計上することとしています。

回復の可能性については、関係会社株式の事業計画等に基づき判断していますが、将来の不確実な経済条件の結果により、影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	349,163百万円
2. 保証債務	
保証債務	3,159百万円
内、関係会社の銀行借入に対する債務保証	(2,849百万円)
関係会社の銀行保証等に対する債務保証	(309百万円)
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	72,047百万円
長期金銭債権	8,933百万円
短期金銭債務	77,706百万円
長期金銭債務	186百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引 売上高	139,733百万円
仕入高	169,275百万円
営業取引以外の取引高	93,673百万円

2. 事業構造改革関連費用

当社のステアリング&アクチュエータ本部の事業(以下、ステアリング事業)の構造改革に係る外部専門家費用について、当事業年度の特別損失として867百万円の事業構造改革関連費用を計上しました。詳細については「【重要な後発事象に関する注記】2. ステアリング事業の吸収分割について」および「【重要な後発事象に関する注記】3. ステアリング事業の「合弁契約書」の締結について」に記載しています。

3. 関係会社株式評価損

当事業年度において特別損失としてラネーNSKステアリングシステムズ社294百万円、NSK-AKSプレジジョンボール社148百万円、計442百万円の関係会社株式評価損を計上しました。

4. 過年度法人税等

移転価格税制に基づく更正処分に係る日米相互協議の合意により、法人税等の還付を受けることが確実に見込まれるため、当該見込額を過年度法人税等として計上しています。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当期末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	37,659,189株
---------------------	------	-------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	5,386百万円
未払賞与	3,191百万円
関係会社株式評価損	26,741百万円
投資有価証券評価損	382百万円
減損損失	296百万円
繰越外国税額控除	2,210百万円
その他	5,877百万円
繰延税金資産小計	44,086百万円
評価性引当額	△30,617百万円
繰延税金資産合計	13,469百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,717百万円
退職給付信託設定益	△4,900百万円
その他有価証券評価差額金	△8,983百万円
その他	△320百万円
繰延税金負債合計	△15,921百万円

繰延税金資産(負債)の純額

△2,451百万円

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っています。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NSKステアリングシステムズ(株)	100.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入 (注1)	47,535	買掛金	6,712
子会社	(株)天辻鋼球製作所	100.0	製品の購入 役員の兼任	資金の借入 (注2)	△866	短期借入金	29,403
子会社	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	8,012	短期貸付金	8,012
関連会社	NSKワーナー(株)	50.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入 (注1)	40,633	買掛金	7,927

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の購入の条件については、同社の総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しています。

(注2) 資金の借入及び貸付は、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しています。

(注3) 上記金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しています。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 623円14銭

1株当たり当期純利益 97円13銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 退職給付信託の一部返還について

当社は、将来の退職給付に備えることを目的として株式による退職給付信託を設定していますが、近年、退職給付信託を含む年金資産が退職給付債務に対して大幅な積立超過の状況にあり、今後もその状況が継続することが見込まれるため、退職給付信託の一部返還を受けました。なお、当事業年度(2023年3月期)に当該退職給付信託へ抛出した株式の一部が売却されています。

(1) 当該事象の発生年月日

2023年4月20日

(2) 返還日

2023年4月28日

(3) 返還額

35,000百万円

(4) 当該事象による影響

当該退職給付信託の一部返還に伴い、返還時点における未認識数理計算上の差異のうち、当該返還額に対応する金額を一時の損益とすることにより、翌事業年度において特別利益9,652百万円、法人税等調整額2,944百万円(損)を計上する見込みです。また、貸借対照表においては、現金及び預金が35,000百万円および繰延税金負債が2,944百万円増加し、前払年金費用が25,347百万円減少する見込みです。

2. ステアリング事業の吸収分割について

当社は、2023年4月1日付で当社のステアリング&アクチュエータ本部の事業(以下、ステアリング事業)について、グループ内組織再編(以下「本再編」)の実施の一環として、当社の完全子会社である株式会社ADTech(以下「ADTech」)に対して吸収分割(以下「本吸収分割」)を実施し、社名をNSKステアリング&コントロール株式会社に変更しました。

(1) 対象となった事業の内容

当社のステアリング事業

<参考>2023年3月期売上高 58,073百万円

(2) 吸収分割の効力発生日

2023年4月1日

(3) 本吸収分割の方式

当社を吸収分割会社、ADTechを吸収分割承継会社とする吸収分割(簡易吸収分割)です。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容

ADTechは、本吸収分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当て交付します。

(5) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(6) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(7) 承継会社(ADTech)が承継する権利義務

ADTechは、当社よりステアリング事業に関する資産及び契約並びにこれらに付随する権利義務のうち、吸収分割契約書に定めるものを継承するものとします。なお、販売/調達に係る対外取引の権利義務(共同開発に関する契約、開発の受委託に関する契約、及びライセンス契約は除く。)及びステアリング事業に係る従業員の雇用契約は本吸収分割の対象とはしません。

(8) 債務履行の見込

本吸収分割の効力発生日以後においてADTechが履行すべき債務については、その履行の確実性に問題は無いと判断しています。

(9) その他取引の概要に関する事項

本吸収分割を含む本再編により、ADTechにステアリング事業の子会社株式をはじめとする主要なステアリング事業の資産等を承継させることで、ADTechをグローバル統括会社とする独立採算のステアリング事業組織を構築し、事業区分管理の強化を図ります。

①本吸収分割により、インド子会社のラネーNSKステアリングシステムズ社を除く、全てのステアリング事業子会社株式をADTechに移管します。

②本吸収分割により、ステアリング事業に属する技術開発・設計、品質保証、マーケティング、管理等の機能をADTechに移管します。

③本吸収分割の効力発生效后に、当社が保有するラネーNSKステアリングシステムズ社の株式をADTechに譲渡します。

(10) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。

(11) 承継させた資産、負債の額

資産 73,311百万円

負債 一百万円

3. ステアリング事業の「合弁契約書」の締結について

当社は、2023年5月12日に、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合(以下「JIS」)との間で、当社のステアリング事業をグローバルに統括する連結子会社であるNSKステアリング&コントロール株式会社(以下「NS&C」)がJISを割当予定先としてNS&Cの議決権の50.1%に相当する種類株式を第三者割当の方法により発行すること(以下「本第三者割当」)、当社及びJISがNS&Cを共同運営すること、並びに、本第三者割当の実行に先立ち、NS&Cが当社に対して特別配当を行うこと(以下、本第三者割当及び特別配当の一連の取引を総称して「本取引」)等を内容とする契約(以下「本契約」)を締結しました。

(1) 本契約の背景・目的

近年、自動車業界は100年に一度と言われる大きな変革の中にあります。そして、新型コロナウイルス感染症の拡大、半導体等部材のサプライチェーン問題、ウクライナ情勢を含む地政学的リスク、更には、世界的なインフレも加わり、極めて困難な事業環境が続いています。当社は、そのような環境下で、2022年5月13日に公表した『中期経営計画2026』のとおり、ステアリング事業の業績回復に向けた事業構造改革を推し進め、同時並行で、外部パートナーとの提携等についても検討を進めてきました。その結果、当社はNS&Cに係る本契約をJISとの間で締結することを決定しました。

JISは、自動車部品を含む複数の日本の製造業において経営改善の実績と経験を持ち、それらを踏まえた知見や情報ネットワークを有しています。当社としましては、先行きが不確実な事業環境の中で、ステアリング事業の改善施策を、これまで以上に可及的速やかに進めるには、このタイミングでJISをパートナーとすることが、最適という判断に至りました。具体的には、以下を含む様々な施策の検討をJISと共に進めていきます。

- ・収益性改善に向けた更なる構造改革の推進
- ・スタンド・アローン化の推進(ガバナンス構造・プロセスの見直し)
- ・ストラテジック・パートナーとのアライアンスの検討
- ・モニタリング体制の強化

(2) 本契約の取引の概要

NS&Cは、第三者割当の方法により種類株式(以下「本種類株式」)10,041株(注)を発行し、その全株式をJISが、20,000百万円で引き受ける予定です。本第三者割当の実行に先立ち、NS&Cは当社に対して、特別配当を実施することを予定しています。本取引の結果、NS&Cの株主構成及びその保有比率は次のとおりとなります。なお、所定の条件を満たした場合、本取引によりJISが引き受けた本種類株式を当社が買い取ることがあります。また、当社は、現時点では上記のとおり本取引において本第三者割当を実行することを予定していますが、市場環境の大幅な変化等により、本第三者割当の実行が当社業績に大きな影響を与える恐れが生じた場合には、JISの合意を得た上で、本第三者割当に代えて、NS&Cが発行する本種類株式10,041株のすべてを一旦当社が引き受けた上で、その本種類株式のすべてを当社からJISに対して譲渡する取引を行う可能性があります(この場合も株主構成および保有比率は同様です)。

当社：49.9%

JIS：50.1%

(注)株主総会及び本種類株式の株主のみを構成員とする種類株主総会のいずれにおいても、本種類株式の株主は1株につき1個の議決権を有します。

(3) 異動(本取引の実行)の日程

2023年7月3日(予定)

(4) 今後の見通し及び業績に与える影響

本取引が、当社の業績に与える影響については、現在精査中です。なお、本取引の一環として行われる予定の特別配当は、資本剰余金を原資として行われる資本取引であるため、損益に対する影響は軽微です。

4. 自己株式取得に係る事項の決定について

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上のため

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類：	当社普通株式
取得し得る株式の総数：	25百万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.8%)
株式の取得価額の総額：	22,000百万円(上限)
取得期間：	2023年5月15日～2023年6月30日
取得方法：	東京証券取引所における市場買付 (自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けを含む)

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は連結配当規制の適用会社です。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

